

青森県報

第四百号

令和三年
十二月十七日
(金曜日)

目次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……一

○喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……一

公 告

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……二

○右 同……………(中南地局) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(三八地域) ……三

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) ……三

公安委員会

○期末手当及び勤勉手当の支給に係る一時差止処分公告……………(警務課) ……四

告 示

青森県告示第八百三十四号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二前段の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	富士見総業株式会社	福士 誠	弘前市大字紺屋町一八五	令和 三・一〇・一
変更後		福士 悟		

青森県告示第八百三十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三・五〇 一六〇	令和 三・三・九	社会福祉 法人伸康 会	弘前市大 字独狐大 字の一二	介護老人 保健施設 平成家	弘前市大 字独狐大 字の一二	令和 三・三・三	介護老人 保健施設

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 三戸郡三戸町大字川守田字沖中五六の九、六〇の二、六一の一、六一の二及び六三の九	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四二六 株式会社薬王堂
---	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 浅井建築サービス株式会社
- 二 代表者の氏名 浅井直子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市花園二丁目七の五〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇三三〇号
- 五 取消年月日 令和三年十一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社古川建設興業
- 二 代表者の氏名 古川元春
- 三 主たる営業所の所在地 平川市館田東稲村一〇四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一一四四五号
- 五 取消年月日 令和三年十二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年十一月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社栄企業

二 代表者の氏名 小野元榮

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字百田字宮崎二四

四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第二二〇〇七五三号

五 取消年月日 令和三年十二月一日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社館下設備

二 代表者の氏名 館下優

三 主たる営業所の所在地 八戸市売市二丁目一の四一

四 許可番号 青森県知事許可(般一二八)第一四三八〇号

五 取消年月日 令和三年十一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十号

令和三年十二月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和三年十二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、五九一人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二三四、九四三人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、三七三人

西津軽郡選挙区 五、一一九人

南津軽郡選挙区 六、三九四人

北津軽郡選挙区 七、三九四人

上北郡選挙区 二七、一九六人

三戸郡選挙区 一八、八四九人

青森市選挙区 七九、五二九人

弘前市選挙区 四八、五二一人

八戸市選挙区 六三、八七六人

黒石市選挙区 九、三三九人

五所川原市選挙区 一八、五三二人

十和田市選挙区 一七、一六五人

- 三沢市選挙区 一〇、七五三 人
- むつ市選挙区 二〇、二四六 人
- つがる市選挙区 九、〇六三 人
- 平川市選挙区 一一、五〇四 人

公安委員会

令和三年十二月十七日

青森県警察本部長 櫻井美香

青森県警察本部公告

次の者に対する期末手当及び勤勉手当の支給に係る一時差止処分については、青森県人事委員会規則七―八〇第七条の四第二項の規定により、次のとおり期末手当及び勤勉手当の支給に係る一時差止処分の内容を公告する。

記

退職をした者の氏名 石川 俊一

職員の給与に関する条例第十九条の三第一項第二号及び同条例第十九条の四第五項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して三か月以内に青森県知事に対して行うことができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して三か月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、青森県警察本部長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して六か月以内に青森県を被告として（被告を代表する者は青森県公安委員会）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して六か月以内であっても、この処分書の提出を受けた日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して三か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六か月以内に提起することができる（なお、

その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して一年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円